

## 令和3年度拠点産地品目保管支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要減少や価格低迷の影響により在庫が積み上がり、保管経費の負担が増加する町内事業者の経営安定に資することを目的とし、令和3年度拠点産地品目保管支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第2号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拠点産地品目 沖縄県が農林水産戦略品目の拠点産地として認定した品目の内、沖縄県産のシークワサー及びアセローラ、又はそれらの1次加工品（搾汁、ペースト、カット）
- (2) 倉庫 本部町物流センター
- (3) 事業期間 令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

### (補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 本部町内に本店を有する法人であること
- (2) 事業期間に倉庫で拠点産地品目の保管実績があること
- (3) 今後も事業継続の意思があること
- (4) 町税の滞納がないこと

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業期間中に倉庫へ拠点産地品目を保管したことで発生した保管料及び荷役料のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、規則第3条で定める補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 保管計画書(別記様式第1号)
- (2) 納税状況の照会に関する同意書(別記様式第2号)
- (3) 法人登記事項証明書謄本(履歴事項証明書)の写し(発行から3カ月以内のもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 この要綱による補助金交付は、1法人につき1回限りとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、規則第12条で定める補助事業等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 保管料及び荷役料の領収書の写し
- (2) 保管料及び荷役料のうち補助対象経費となる額を説明できる書類

(補助金の請求)

第8条 規則第13条に規定する確定通知を受け、補助金の請求をしようとする申請者は、令和3年度拠点産地品目保管支援事業補助金請求書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(証拠書類の保管等)

第9条 申請者は、補助を受けた保管経費に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金に関する調査等)

第10条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、資料を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第10条の規定については、この要綱の失効後も効力を有する。